

■ 妊娠・出産・子育て

■ **妊婦さんのために** 問 ☎ 健康づくり推進課 ☎ 025-520-5843

詳細はお問い合わせください。

項目	内容	対象
妊婦一般健康診査	妊婦の健康状態や赤ちゃんの発育状態などを定期的に観察	妊婦
すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠、出産、育児などに必要な知識の習得 等	妊婦と夫（家族）
訪問指導	妊娠高血圧症候群等の予防や安全な妊娠・出産を迎えるための相談・アドバイス	妊婦

■ **赤ちゃんとお子さんのために** 問 ☎ 健康づくり推進課 ☎ 025-520-5843

詳細はお問い合わせください。

項目	内容	対象
訪問指導	産後の健康チェック、赤ちゃんの発育・発達の確認、母乳・ミルク・赤ちゃんの世話の仕方などの相談・アドバイス ※産後の沐浴や乳房ケアを希望する場合は自己負担となりますが、それ以外の訪問は無料です。	乳児及び保護者
乳幼児健康診査・教室	3か月	乳幼児及び保護者
	6か月	
	9か月	
	1歳	
	1歳6か月	
	2歳	
	2歳6か月	
	3歳	
離乳食相談会	体重測定、子どもの発育発達・離乳食の進め方の話についてなど	

■ 母子健康手帳の交付

妊娠したら母子健康手帳が必要になります。母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産時の状況、その後のこどもの成長・発達や予防接種の記録等を記入する大切なものです。医療機関を受診し、妊娠が確認されると、妊娠届出書が発行されます。妊娠届出書が発行されたら、早目に母子健康手帳の交付を受けましょう。

● 母子健康手帳の交付を受けるには

こども課、南・北出張所では、随時交付しています。各総合事務所は事前予約が必要です。住民票が上越市にあることを確認し、妊娠届出書を必ずお持ちください。

種類	対象年齢※1	接種日数(標準的な接種間隔)
四種混合第1期 [ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風]	3か月～7歳6か月未満	4回接種(20日～56日の間隔において3回接種後、12～18か月の間隔において1回接種)
二種混合(三種または四種混合の第2期) [ジフテリア、破傷風]	11歳～13歳未満	1回接種
麻しん風しん第1期	1歳～2歳未満	1回接種
麻しん風しん第2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間(年長児)	1回接種
日本脳炎第1期	6か月～7歳6か月未満	3回接種(6日～28日の間隔において2回接種後、おおむね1年後に1回接種)
日本脳炎第2期	9歳～13歳未満	1回接種
結核(BCG)	0か月～1歳未満	1回接種
Hib感染症	2か月～5歳未満	4回接種(27日～56日の間隔において3回接種後、7～13か月後の間に1回接種)※2
小児用肺炎球菌感染症	2か月～5歳未満	4回接種(27日以上の間隔において3回接種後、60日以上の間隔において、かつ1歳以上で1回接種)※2
子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)	小学6年生～高校1年生相当の女子	3回接種(使用するワクチンによって間隔が異なります)
水痘	1歳～3歳未満	2回接種(1歳～1歳3か月の間に1回接種後、6～12か月後の間に1回接種)
B型肝炎	0か月～1歳未満	3回接種(27日以上の間隔において2回接種、1回目接種後139日以上の間隔において1回接種)
ロタウイルス	ロタリックス:生後6週～生後24週まで	2回接種(27日以上空けて2回接種)
	ロタテック:生後6週～生後32週まで	3回接種(27日以上空けて3回接種)

※1 法定の小児用定期予防接種は、接種対象期間内に無料で接種できます。

※2 Hib感染症及び小児用肺炎球菌は、接種を開始する月齢によって接種回数異なりますのでご注意ください。

不妊不育治療費助成制度

問 ☎ 健康づくり推進課
☎ 025-520-5712

不妊治療または不育治療を行っている方に、治療にかかる費用の一部を助成することによって、経済的な負担を軽くするための制度です。

【対象者】

上越市に住民票があり、不妊治療または不育治療を行っている人。ご夫婦で治療をしている場合は、それぞれ申請することができます。

【助成内容】

保険診療費、保険適用外医療費、薬局で処方された薬

【助成金額及び助成回数】

助成割合：治療費用の5割(上限額：10万円)

助成回数：1年度につき1回

子ども医療費助成制度

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5726

生まれた日または転入の日から、子どもの医療費として支払う自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成します。申請者の所得制限はありません。

【対象者】

- ・上越市に住民票がある人
- ・18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童

【必要なもの】

- 1 児童の健康保険証(児童が加入予定の保護者の健康保険証でも可)
- 2 印鑑(朱肉を使用するもの)

【一部負担金】

入院：1,200円/日、通院530円/回(同一月に同一医療機関において、5回目以降の一部負担金はなし。)、訪問看護：250円/日
調剤：一部負担金なし

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生は一部負担金無料

妊産婦医療費助成制度

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5726

妊産婦の方を対象に、医療費を助成します。

【対象者】

上越市に住民票がある妊産婦

【必要なもの】

- 1 本人の健康保険証
- 2 印鑑(朱肉を使用するもの)

【助成対象期間】

妊娠の届出をした日の属する月の翌月初日または転入日から出産(流産)した日の属する月の翌月末日まで

【助成内容】

保険診療により受診した医療費を全額助成

ひとり親家庭等医療助成制度

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5726

ひとり親家庭の母または父等が医療費として支払う自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成します。(所得制限あり)

【対象者】

上越市に住民票があり、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童(子どもに障害がある場合は20歳未満)と、その児童を監護している母(父)、または同居する養育者

【必要なもの】

- 1 申請者と児童の医療保険証
- 2 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 3 申請者と児童の戸籍謄本または抄本(本籍地が上越市の方は省略できます)

※申請の内容によっては、その他の提出書類が必要となる場合があります。詳しくはこども課へお問い合わせください。

【一部負担金】

入院：1,200円/日、通院530円/回(同一月に同一医療機関において、5回目以降の一部負担金はなし。)、訪問介護：250円/日
調剤：一部負担金なし

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生は一部負担金無料

児童扶養手当

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5726

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立の促進を図るために支給します。

【対象者】

上越市に住民票があり、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童(子どもに障害がある場合は20歳未満)を養育している母(父)、もしくは児童を養育する父母以外の人

【必要なもの】

- 1 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)
 - 2 申請者及び児童の戸籍謄本(本籍地が上越市の方は省略できます)
 - 3 申請者の口座番号がわかるもの
 - 4 印鑑(朱肉を使用するもの)
 - 5 申請者の年金番号がわかるもの(年金手帳など)
- ※申請の内容によりその他の提出書類が必要になる場合があります。詳しくはこども課へお問い合わせください。

【手当月額】

手当額は、本人及び扶養義務者の前年(1月から10月までの月分については前々年)の所得に応じて算出します。
全部支給：43,070円(第2子：10,170円、第3子以降：6,100円ずつ加算)
一部支給：43,060円～10,160円(第2子：10,160円～5,090円、第3子以降：6,090円～3,050円ずつ加算)



児童手当

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5726

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長のため、児童を養育している方で所得が一定額以下である場合に手当を支給します。

【対象者】

上越市に住民票があり、中学校修了前までの児童を養育している人

【対象となる児童】

日本国内に居住している中学校修了前までの児童

【必要なもの】

- 1 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 2 請求者本人の健康保険証の写し
- 3 請求者本人名義の通帳またはキャッシュカード
- 4 (児童と別居している場合)児童のマイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード

【支給額】(児童1人当たりの月額)

- ・3歳未満(一律)：15,000円
- ・3歳以上小学校修了前
第1・2子：10,000円
第3子以降：15,000円
- ・中学生(一律)：10,000円

保育園

問 ☎ 保育課
☎ 025-520-5720

保育園は、保護者が働いている場合や病気にかかっているなど児童を保育することができない場合に限り、保護者に代わって日中、児童を保育する施設です。定員の枠内で、いつでも受け付けています。

【保育料】

原則として児童と同一世帯に属し、生計を一にする保護者の市民税額の合計額により決定します。

【一時預かりについて】

- ・保護者が、就労・病気・家族の看護・出産・冠婚葬祭などにより、短期的に家庭での保育が困難なとき。
 - ・定期的なパートや自営業の繁忙期など、継続的に家庭での保育が困難なとき。
 - ・育児疲れ解消などのリフレッシュをしたいとき。
- ※利用を希望される場合は、実施している各保育園にお問い合わせください。

幼稚園

問 ☎ 学校教育課
☎ 025-545-9244

【幼稚園の手続】

市内には、現在、市立1園、国立1園、私立が9園ありますので、入園を希望する幼稚園に直接お申し込みください。
次年度の新入園児募集については、9月頃からそれぞれの幼稚園で受け付けます。入園申請紙は各幼稚園に備えてあります。
なお、中途での入園も受け付けています。

休日保育の利用について

問 ☎ 保育課
☎ 025-520-5720

休日保育は、保護者が就労等により休日に家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。

【対象者】

- 市内にお住まいで
- 1 就労により休日に家庭で保育ができない人
- 2 疾病、看護、災害、冠婚葬祭等の理由で、休日に家庭で保育が困難になる方
- 3 育児疲れ解消、リフレッシュ等を希望される人

【実施施設】

- ・門前にここ保育園 下門前 1910 ☎ 025-545-6600
<http://www.riborn.co.jp/nikoniko/>
 - ・下門前保育園 下門前 1930 ☎ 025-543-3133
<https://www.jmfukushi.jp/hoiku/>
 - ・ファミリーヘルプ保育園 土橋 1751-13 ☎ 025-522-5119
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/hoiku/lifeguide-330.html>
- ※保育時間、料金等の詳細については、各施設のホームページをご覧ください。

ファミリーサポートセンター 問 ☎ こども課 ☎ 025-520-5725

市内に住所を有する育児の援助を受けたい高校卒業相当までの子どもがいる人(依頼会員)と、育児を援助したい人(提供会員)が助け合う組織で、事前に会員登録が必要です。

【主な援助の内容】

- 1 保育施設の保育開始時間前や保育終了後に子どもの世話をします。
- 2 保育施設まで子どもの送り迎えをします。
- 3 放課後児童クラブ終了後に子どもの世話をします。
- 4 保護者が病気、急用時に子どもを預かります。

【利用料金】

- 1 時間の利用料金

	活動時間帯	依頼会員 支払額	提供会員 受取額
基準時間	月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	700円/ 1時間	700円/ 1時間
基準時間外	早朝、夜間、土曜日、 日曜日、祝日	800円/ 1時間	800円/ 1時間

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯の利用料金は助成されます。
生活保護世帯：全額助成
市民税非課税世帯：1時間あたり500円の助成

●問合せ先

ファミリーサポートセンター（本城町8-1 オーレンプラザ内）
☎ 025-521-4010

上越市ファミリーヘルプ保育園 問 ☎ 保育課 ☎ 025-520-5720

緊急または一時的な保育サービスを提供し、家庭における育児機能を補う一時預かり専門の施設です。

【対象者】

市内に住所を有する生後8週間から就学前までの乳幼児の保護者で、就労、疾病、介護、災害、リフレッシュ等で緊急または一時的に乳幼児の保育ができず、かつ、同居の親族等による保育ができないと認められる人

【住所・開所時間】

住所：土橋1751-13 午前7時～午後10時、年中無休
宿泊を伴う保育については24時間を限度とし、緊急一時的な場合に限りご利用いただけます。

【時間・料金】

- ・昼間保育：午前7時～午後6時
- ・3歳未満児 5時間未満 1回 700円
5時間以上 1回 1,400円
- ・3歳以上児 5時間未満 1回 500円
5時間以上 1回 1,000円
- ・夜間保育：午後6時から午後10時まで 1回 800円
- ・24時間保育：最大24時間が限度です。 1回 3,000円
(午後4時から翌日の午前8時までの利用については2,000円)

子育てひろば

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5725

子育てひろばは、親子の遊びの場、保護者同士の交流の場として利用できるほか、子育て相談、子育て支援情報等も提供しています。申し込みは不要で、費用は無料です。お気軽にご利用ください。

【対象者】

保育園や幼稚園、認定こども園に入る前のお子さんと保護者

【開設日時】

- ・月曜～金曜日(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
 - ・午前9時30分～午後3時30分
- ※一部、開設時間が異なる子育てひろばがあります。



病児保育室

問 ☎ 保育課
☎ 025-520-5720

病気の回復期に至っていないため、集団保育等が困難なとき、保育園や幼稚園等に代わって保育等を行います。

【対象者】

- ・市内に住所を有する生後3か月から小学6年生までの児童
- ・病気の回復期に至っていないため集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育することが困難な人

【開設日時】

月曜～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
午前8時～午後6時

【実施場所】

わたぼうし病児保育室
（塚田こども医院内併設 住所：栄町2-2-25 ☎025-544-7779）

【保育料】

1人当たり1日につき2,000円（診察料金は別途）

※生活保護世帯は無料

子育てジョイカード

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5725

上越市に住民票があり、18歳未満のお子さんが3人以上の世帯に「子育てジョイカード」を交付します。カードを提示すると、協賛登録いただいた店舗などから商品の割引や特典などのサービスの提供が受けられます。

【交付申請の手続】

受付は随時。交付申請書に必要な事項を記入し、こども課、南・北出張所、各総合事務所のいずれかに提出してください。（郵送で申請の場合は、こども課へ送付）



このマークのある
お店でサービスが
受けられます。

子育てジョイカードは路線バスにも使えます

土曜・日曜日、祝日限定で、市内の路線バスを1乗車100円（小児も同類）で利用できます。

対象者：カード裏面に名前が記載されている方

※お支払いは現金のみです。

※高速バス、定期観光バス、市営バスは利用できません

病後児保育室

問 ☎ 保育課
☎ 025-520-5720

病気の回復期にあるため、集団保育等が困難なとき、保育園や幼稚園等に代わって保育等を行います。

【対象者】

- ・市内に住所を有する生後3か月から小学6年生までの児童
- ・病気の回復期にあるため集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育することが困難な人

【開設日時】

月曜～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）、
午前8時～午後6時

【実施場所】

- ・わかさ保育室 富岡646-1 ☎025-523-2941
- ・がんぎ通り保育室 寺町2-20-1（福祉交流プラザ2階）
☎025-523-1379

【保育料】

1人当たり1日につき1,300円

※生活保護世帯は無料

児童館

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5725

地域の子どもたちに遊び場を提供するとともに、専門の指導員が季節や地域の実情などに合わせ健全な遊びの指導を行っている施設で、現在、市内2か所に開設しています。

【開設時間】

- ・月曜～金曜日：下校時～午後5時
- ・土曜日：午前9時～午後5時

【休み】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

こどもの家

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5725

町内会館（旧こどもの家）等の34施設において、管理員を配置し、子どもたちの安全・安心な遊びの場を提供しています。利用料金は無料です。

【対象者】

おおむね3歳以上15歳以下の子ども

【開設時間】

- 月曜～金曜日：午後3時～5時
- 土曜日：午後1時～5時

※長期休暇期間中の平日は、午後1時～5時です。

【休み】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」

問 ☎ こども課
☎ 025-520-5725

市内の子育てに関する情報を掲載し、登録者にはメルマガ配信サービスも行っています。

市では、子どもが自分らしくすこやかに成長することができる環境を整備し、子育て家庭が安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができるように、地域や民間企業・団体から協力をいただき、子育てを様々な形で支援しています。

これらの情報は、「上越市子育て応援ステーション」に掲載していますので、より多くの方から知っていただき、子育てに役立ててください。

・上越子育て応援ステーション <https://www.jkosodate.jp>



学校教育

問 ☎ 学校教育課 ☎ 025-545-9244

市立小学校・中学校

【入学手続】

市教育委員会では、住民登録に基づき、1月に「入学通知」を各家庭へ送付します。また、入学準備等の案内については、学校から各家庭へ送付します。

【転校手続】

転居により学校が変更になる場合または転出する場合は、現在通学している学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取り、転校先の学校へ提出してください。

就学援助制度

【要保護及び準要保護児童生徒就学援助費】

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の義務教育の円滑な実施に資するため、就学に要する必要経費を援助するものです。

- 要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 準要保護者：要保護者に準じる程度に困窮している者
- ※例：市民税非課税、世帯員全員の所得の合計額が市の定める基準以下の世帯

【特別支援教育就学奨励費】

特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学に要する経費に対し、必要経費を援助するものです。

通学費補助制度

【遠距離通学費補助制度】

市立小・中学校に通学する児童・生徒並びに新潟県立特別支援学校へ通学する児童・生徒の遠距離通学に係る費用について、保護者の負担を軽減するため、当該費用を補助するものです。

※ 詳しくは各学校または学校教育課にお問い合わせください。

放課後児童クラブ

就労等で昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、遊びを主とする活動の場を提供して、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。

【開設時間】

- ・月曜～金曜日：午後2時30分～6時
- ・土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校代休日：午前8時～午後6時

※ 開設時間を延長しているクラブもあります。

【休み】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 詳しくは学校教育課にお問い合わせください。

こどもセンター

問 ☎ こども課 ☎ 025-520-5725

親子で一緒に遊びながら、共に育ち合い、楽しく子育てができるよう、スタッフが応援します。また、子育て相談や子育てセミナー、子育て情報の提供なども行います。利用料金は無料です。

● オーレンプラザこどもセンター

【対象者】

小学3年生までの児童と保護者

【利用時間】

午前8時30分～午後5時

【休み】

毎月第2・第4火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

● 市民プラザこどもセンター

【対象者】

就学前児童と保護者

【利用時間】

午前8時30分～午後5時

【休み】

毎月第3水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

じょうえつ子育てinfo

問 ☎ こども課 ☎ 025-520-5725

子育てで心配なこと、不安なことなどをお気軽にご相談ください。

【開設日時】

午前9時～午後4時30分（毎月第2、第4火曜、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

【開設場所】

オーレンプラザこどもセンター内（本城町8-1 ☎ 025-526-1214）



市の子育て支援情報や入園手続についての情報、お出かけ先を紹介するハンドブックを刊行しています。市のこども課及びこどもセンター等で配布しています。